第3号様式(第6条第1項関係)

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年3月11日

会議結果報告書(行政経営戦略会議)

1	日時及	び場所
1	ᆸᄪᅑᄽ	

令和3年3月11日	(木)	午前9時30分~	本庁舎4階中委員会室
13 /1 HO O/1 I I H	(/ -/	1 000000	

2 出席者

子育て支援課 山口課長、須藤主査

3 件名

白井市マタニティタクシー利用料助成事業の実施について

- 4 会議結果
 - 案のとおり決定する。
 - □ 一部修正の上、決定する。
 - □ 継続して検討する。
 - □ 案を否決する。
 - □ 報告を了承する。
- 5 会議内容
- ・白井市が里帰り先の妊婦は対象となるのか。
- →白井市に住民票がある妊婦が対象となるため、住民票を異動して里帰りする場合は対象となる。
- ・5月に出産予定の人は制度を利用できるのか。
- →出産予定日に関わらず令和3年4月1日から令和4年3月31日までに妊婦健診等で利用したタクシー料金が対象となるため、5月に出産予定の方も制度を利用できる。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部 子育て支援課

件 名	白井市マタニティタクシー利用料助成事業の実施について						
現状·課題	新型コロナウイルスが終息していない中、妊婦は定期的な健診のために通院せざるを得ず、妊婦が感染した場合は胎児への影響が懸念されるため、不安とリスクを抱えながら通院している。 公共交通機関を利用している家庭についても、安全を確保する必要がある。						
	目的 妊婦が安心して出産を迎えられるよう、公共交通機関の利用による通院の不安を解消し、安心、安全な出産を支援する。						
付議事案	対応 方策 以下の要件による自宅と医療機関の往復に利用したタクシー料金を、1 回3,000円、30回を上限として助成する。 ・妊婦健康診査 ・妊婦歯科健康診査 ・出産のための入退院						
論点(決定 を要する事 項)	・事業実施の可否について・事業の実施方法について						
部内会議や 関係課等と の調整結果 (主な意見・ 懸案事項)	・対象者や助成方法については健康課と調整済み・新型コロナウイルスが終息していないが、現在も通院している妊婦がいるため、 早期に対応する必要がある。						
	R3.3.12 議員全員協議会 R3.3.17 令和3年第1回市議会定例会最終日に補正予算案提出 R3.4.1 制度開始						
スケジュール							
	条例規則 無 報道発表 無 報道発表 無						
	議会説明 有 議員全員協議会(R3.3 広報・HP等 有 HP 市民参加 無						
	中氏参加 無 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本						
	関係法令等						
	関係課 健康課						
参考情報	事業費 9,653 千円 (うち特定財源 9,653 千円)						
	カテゴリー 年代 妊婦(胎児) 場所 市内全域 目的 健康・福祉 手段 給付						

白井市マタニティタクシー利用料助成事業(案)について

1 目的

新型コロナウイルス感染症予防対策として、妊婦が、不特定多数の人が利用する電車やバス等を使わずに、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診等のために産科医療機関へタクシーで通院した際の料金の一部を助成することにより、妊婦の不安を解消し、安心、安全な出産を支援する。

2 対象

- ・タクシーを利用した日に白井市に住民票がある方。
- ・母子健康手帳の交付を受けている方。

3 助成額

1回(片道)の利用につき3,000円まで申請回数の上限は30回分まで

4 実施方法

窓口での申請による償還払い方式

5 助成金額の設定について

白井市内の主な地点から、妊婦の通院が多いみらいウィメンズクリニック、鎌ケ谷バースクリニックまでの運賃を試算し、他市の状況も踏まえ、3,000円とした。

タクシー運賃試算

※上限運賃の場合(初乗運賃1.27km500円、加算運賃263m100円、時間距離併用制1分35秒100円)

発	着	距離	所要時間	運賃
千葉ニュータウン中央駅	みらいウィメンズクリニック	4.7 k m	11分	2,500円
桜台小学校	みらいウィメンズクリニック	7 k m	14分	3,500円
白井市役所	みらいウィメンズクリニック	12.2 k m	17分	5,600円
白井市役所	鎌ケ谷バースクリニック	6.3 k m	21分	3,700円
西白井駅	鎌ケ谷バースクリニック	3.8 k m	16分	2,400円
冨士センター	鎌ケ谷バースクリニック	4 k m	15分	2,400円
西白井コミュニティプラザ	鎌ケ谷バースクリニック	4.4 k m	17分	2,600円

6 利用見込みについて

他市のタクシー助成の利用状況を踏まえ、今年度、前年度の把握している妊婦の平均人数(310人)×助成回数(30回)の3割とした。

7 事業費

4款1項2目

10事業 新型コロナウイルス感染症対策に係る市民等支援に要する経費

・人件費815千円

· 需用費 13千円

· 役務費 455千円

·助成金 8, 370千円

総事業費 9,653千円

財源:新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

	册武士士	対象者	対象となる内容	助成額	申請期限	実績		その他	· 積算根拠
	助成方法	对 家有	対象となる内容	切以积	利用日	申請件数	支出金額		但异似观
松戸市	償還払い	・タクシーを利用した 日に松戸市に住民 登録の有る方 ・母子健康手帳の交 付を受けている人	・田座(人院・返院) ・産科医療機関で行うマタ	1回の乗車につき 3,000円まで (最大30回分)	R2年10/1~ R3年3/31	210件		R3. 2/8現在	出生年間3800から3900人 半年で1950人 3,000円×30回× <u>50%</u> × <u>35%</u> (50%:利用率) (35%:申請率)
流山市	償還払い	・母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の方・2歳未満の乳幼児(1歳6か月児健診は2歳を過ぎていても対象)	・妊婦健診 ・妊婦歯科検診 ・出産(入院・退院) ・1巻6か月月健康診査ま	1回(片道)3,000円 まで (最大30回分)	R2年10/8~ R3年3/31	33件 ※うち妊婦 健診のみ は約10~ 15件ほど	22万円弱		対象者:妊婦から1歳6か月児健 診受診者まで 5,700人 3,000円×30回×30% (3,000円:市の端から端までのタ クシー料金) (30%:利用見込み:自動車保有 率70%であるため)
野田市	償還払い	・野田市に住民登録 している人 ・母子健康手帳の交 付を受けている妊産 婦	・妊婦健診 ・妊婦歯科検診 ・出産(入院・退院) - 体調不自時の通際	片道1回の運賃の 2分の1(上限 2,000) 1回の妊娠につき 40回まで	R2年5/1~ 終期は設けて いない	19人	45,000円	実績は R3. 2月末現在	年間の妊娠届け出数800人利用率2.5%、利用人数20人で見込み、予算計上。 (導入時、先行している茨城県内自治体から利用率2~3%と聞き、参考にした。) 次年度も同様。
栄町	申請制チケット制	・妊娠届提出後から 生まれて1歳の誕生 日までの子の母 ・町に3カ月以上住 民票がある方	・山座(入院・返院 <i>)</i> ・予防接種 ・通際(到現・到現の母)	タクシー券5,000円 分を1回交付。 (500円券10枚を一 括交付)	H29年10月~	H31年度; R2.2末現在 利用実人	30,000円 17,000円	11社指定	年間の妊娠届け出数70~75人 例年利用人数は10人前後。 次年度は10万円で予算計上(20 人分相当)。

白井市マタニティタクシー利用料助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、妊婦が、不特定多数の人が利用する電車やバス等を使わずに、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査等のために産科医療機関へタクシーで通院した際の料金の一部を助成することにより、妊婦の不安を解消し、安心、安全な出産を支援することを目的とする。

(助成対象)

- 第 2 条 助成対象者は、妊婦健康診査等のために産科医療機関を受診、及び妊婦歯科健康診査のために歯科医療機関を受診する際にタクシーを利用した妊婦であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1)タクシーを利用した日において、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2)母子健康手帳の交付を受けていること。
- (3)令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月 31日までに利用したタクシー料金であること。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、タクシー利用1回につき 3,000 円を上限とし、1回の 妊娠につき 30 回の利用を上限とする。

(助成金の申請)

- 第 4 条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、白井市 マタニティタクシー利用料助成申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) タクシーを利用した料金の支払額が確認できる領収書
 - (2) 産科医療機関の受診を証明することができる、領収書又は母子健康手帳の 健診記録等の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(申請の期限)

第 5 条 申請の期限は、出産した日から 2 月以内又は令和 4 年 4 月 30 日のいずれか早い日を期限とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(助成金の支給決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否を決定し、白井市マタニティタクシー利用料助成決定(却下)通知書(第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるときは、当該申請者に対し助成金の全部を返還させるものとする。

(補則)

第8条この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

妊婦さん向けにタクシー料金を助成します

白井市では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、妊婦さんが電車やバスなどを利用せずに安心して妊婦健診の受診などができるよう、タクシー料金の一部助成をします。

①対象者

- ・タクシーを利用した日に、白井市に住民票のある方
- ・母子健康手帳の交付を受けている方

②対象のタクシー料金

以下の要件による**自宅**(または**里帰り先)と医療機関との往復**(令和3年4月1日~令和4年3月31日利用分)

- · 奷婦健康診查
- · 妊婦歯科健康診査
- ・出産のための入退院

③助成額

1回(片道)の利用につき**3,000円**まで申請回数の上限は**30回分**まで

④必要書類

・申請書

(子育て支援課窓口又は市のホームページよりダウンロードしてください)

- ・タクシーの領収書(原本)
- ・タクシー利用日の医療機関の領収書又は母子健康手帳の健診記録の写し
- ・申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し

⑤申請方法

郵送又は子育て支援課窓口へ

⑥申請の期間

出産後2か月以内。ただし、令和4年3月中に出産された方、又は令和4年3月31日時点で妊婦の方は令和4年4月30日までが申請期限となります(当日消印有効)



問い合わせ先

〒270-1492 白井市復1123

白井市役所子育て支援課

☎ 0 4 7 − 4 9 7 − 3 4 8 7 (平日8時30分~17時15分)

